

# 第2期矢巾町児童福祉施設長寿命化計画



矢巾町立煙山保育園(平成27年建築)

令和8年3月

岩手県矢巾町

# ◇ 目 次 ◇

---

## 第1章 児童福祉施設の長寿命化計画の背景・目的

1-1	計画の背景	1
1-2	計画策定の目的	2
1-3	計画期間	2
1-4	対象施設	2

## 第2章 児童福祉施設の実態把握

2-1	児童福祉施設の運営状況及び活用状況等の実態	5
2-2	施設関連経費の推移	14
2-3	老朽化状況	20
2-4	過去の点検、修繕等の履歴	30

## 第3章 長寿命化計画の基本的な方針

3-1	修繕等の基本的な方針	32
3-2	目標使用年数	33
3-3	修繕等の優先順位付け	34

## 第4章 実施計画

4-1	点検・診断の実実施計画	35
4-2	修繕等の実施計画	35
4-3	実施計画の運用方針	37

# 第1章 児童福祉施設の長寿命化計画の背景・目的

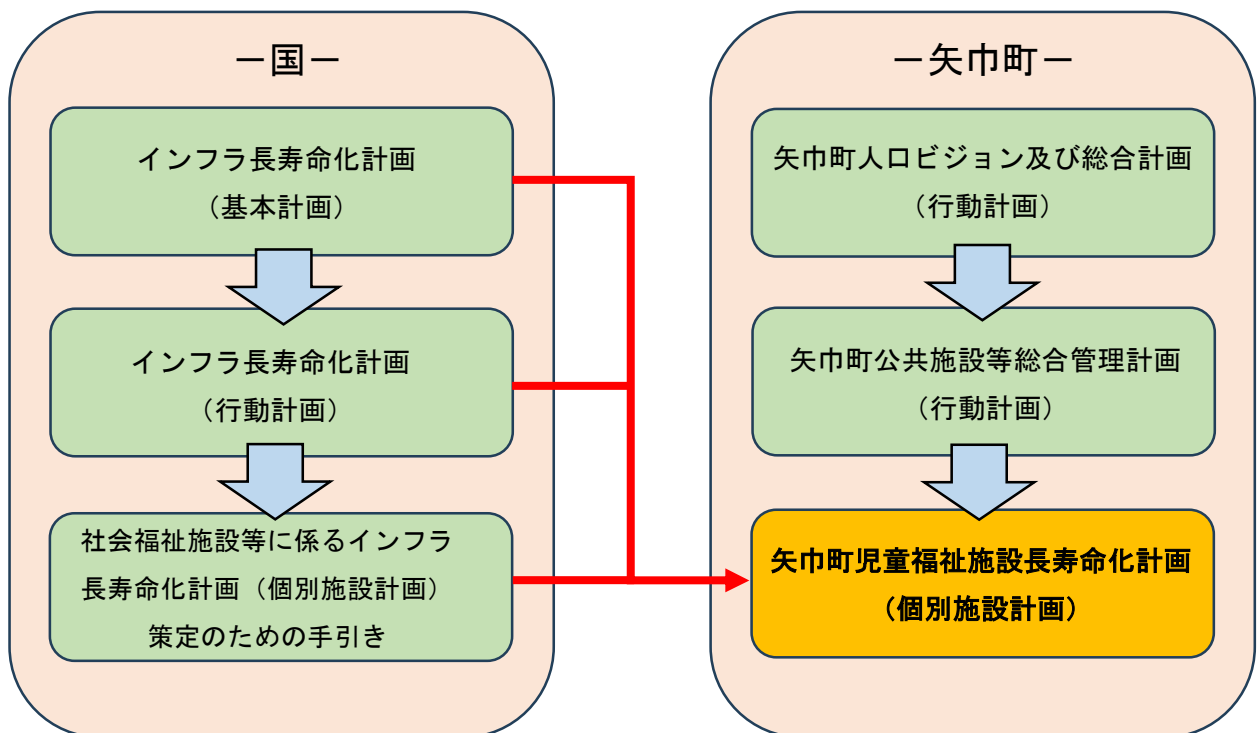
## 1-1 計画の背景

矢巾町（以下、「本町」という）は、人口増加や経済発展に伴う町民のニーズに応えるため、昭和50年代から公共施設等への集中的な投資を行ってきました。国や全国の地方公共団体等では、過去に建設された公共施設等が、今後大量に大規模改修や建て替えの時期を迎えることで多額の費用の負担が懸念されています。これを受けて、平成25年10月、政府では、必要な施策を検討・推進するために「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月に「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられました。

全国的な少子高齢化に伴う人口減少は、地方公共団体の財政に大きな影響を与え、今後は財政規模の縮小を基本とした公共施設等の整備・維持・管理の在り方や老朽化に対する対策を効率的・効果的に進めるためのコンパクトな社会への転換が求められており、社会構造が変化し公共施設の利用需要が量、質ともに変化していくことを踏まえ、それらに対応する公共施設の修繕及び更新を考えていく必要があります。

本町が所有する公共施設等に関する課題を整理し、今後の町有資産の管理や利活用に関する基本的な考え方や方向性を明らかにするため、令和8年3月に「矢巾町公共施設等総合管理計画」を改定しました。

本計画は、この「矢巾町公共施設等総合管理計画」で取りまとめられた施設分類ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、令和3年2月に策定した児童福祉施設長寿命化計画（個別施設計画）を改定するものとなります。



## 1-2 計画策定の目的

本計画の上位計画となる「矢巾町公共施設等総合管理計画」における基本的な方針では、短期もしくは中長期的な視点により施設の統廃合、複合化といった既存施設の縮減を検討するとともに、保全の方法を見極めたうえで各施設に応じた長寿命化を図っていくものと定めています。

本計画においても、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、計画的な手入れを行う「予防保全型」の維持管理を引き続き行っていきます。

## 1-3 計画期間

矢巾町公共施設等総合管理計画の計画期間は10年程度とされています。本計画は、可能な限り長期的な視点で見据えながら、計画期間は令和8年度(2026年)から令和12年度(2030年)までの5年間とします。ただし、計画期間内であっても今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

## 1-4 対象施設

本計画の対象施設は、保育所1施設及び児童厚生施設4施設とします。

### (1) 矢巾町立煙山保育園

所在地	矢巾町大字上矢次第6地割45番地1
主な構造	木造1階建
建築年	平成27年
延床面積	996.10㎡
区分	保育所
用途地域	市街化調整区域



### (2) 矢巾町立徳田児童館

所在地	矢巾町大字西徳田第3地割108番地
主な構造	木造一部鉄骨造1階建
建築年	昭和62年
延床面積	221.66㎡
区分	児童厚生施設
用途地域	市街化区域(第一種低層住居専用地域)



(3) 矢巾町立煙山児童館

所在地	矢巾町大字北矢幅第1地割27番地4
主な構造	鉄骨造2階建
建築年	昭和61年(平成26年増改築)
延床面積	410.78㎡
区分	児童厚生施設
用途地域	市街化調整区域 (大規模な既存集落における建築物)



(4) 矢巾町立不動児童館

所在地	矢巾町大字室岡第12地割223番地1
主な構造	木造1階建
建築年	平成3年
延床面積	470.36㎡
区分	児童厚生施設
用途地域	市街化調整区域 (大規模な既存集落における建築物)

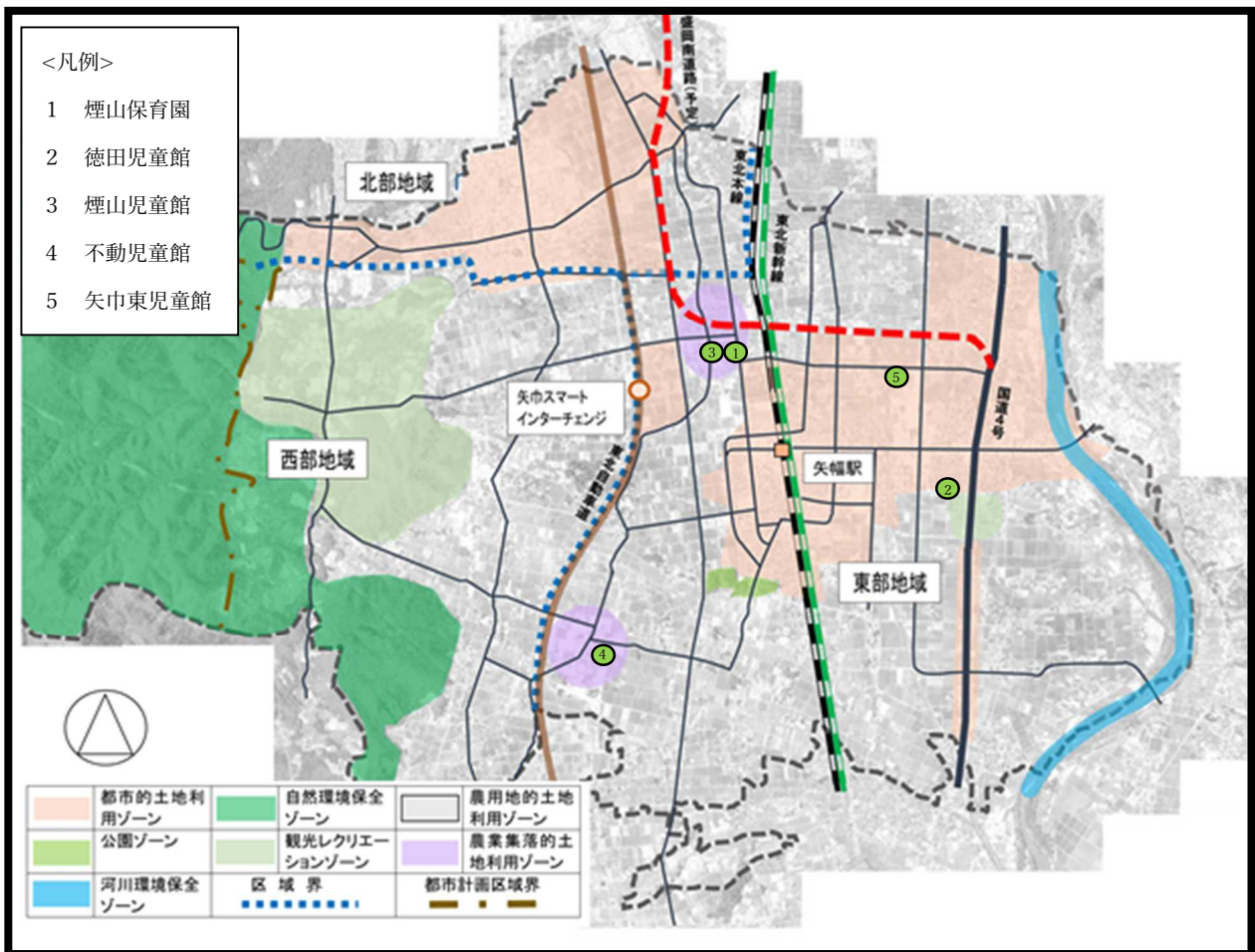


(5) 矢巾町立矢巾東児童館

所在地	矢巾町医大通二丁目3番1号
主な構造	木造一部鉄骨造1階建
建築年	平成16年
延床面積	327.93㎡
区分	児童厚生施設
用途地域	市街化調整区域



◇対象施設位置図◇



資料：第8次矢巾町総合計画（矢巾町）

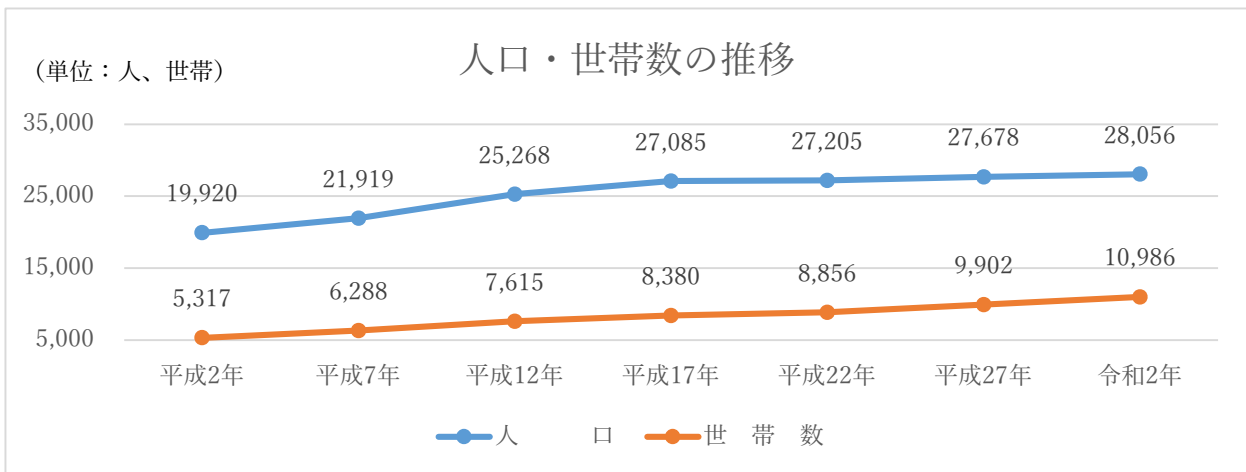
## 第2章 児童福祉施設の実態把握

### 2-1 児童福祉施設の運営状況及び活用状況等の実態

#### (1) 人口の推移

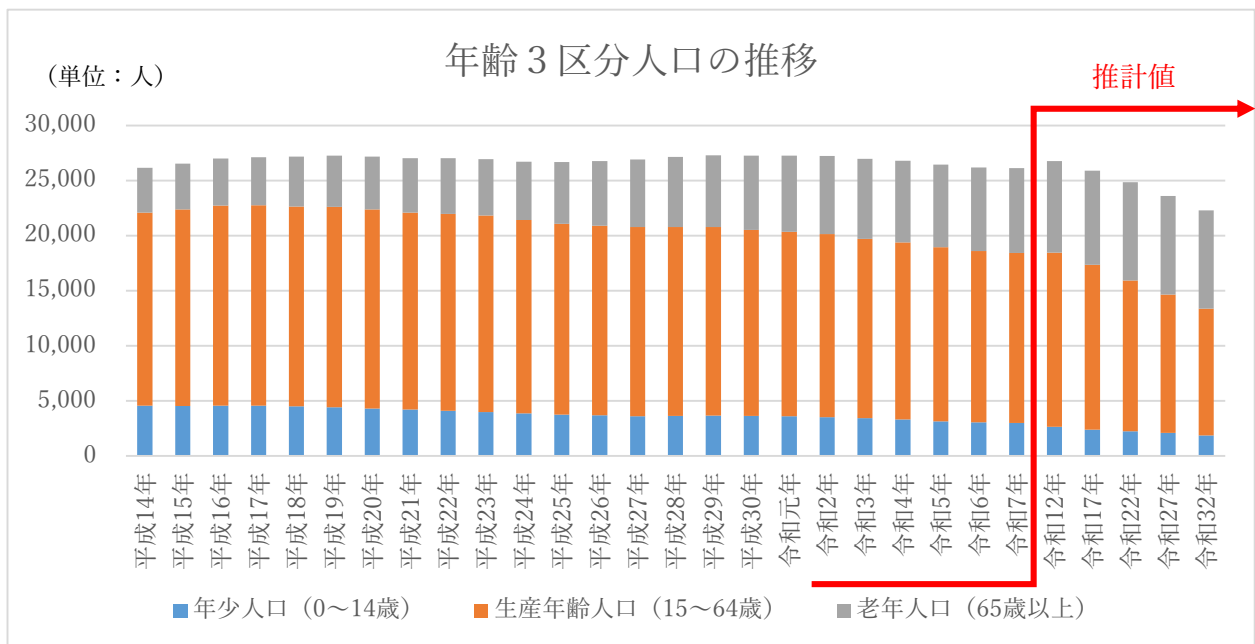
本町の人口・世帯数は、図-1 に示すとおり令和2年（2020年）国勢調査において、28,056人、10,986世帯であり、1世帯あたりの人口は2.55人となっています。

図-1（人口・世帯数の推移）



資料：国勢調査（総務省）

図-2（年齢3区分人口の推移）



資料：年齢別人口集計表（矢巾町）

日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

表－1（年齢3区分人口の推移）

	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
年少人口（0～14歳）	4,563	4,538	4,573	4,553	4,499	4,410	4,304	4,209	4,084	3,972
生産年齢人口（15～64歳）	17,513	17,828	18,150	18,209	18,145	18,206	18,081	17,865	17,893	17,845
老年人口（65歳以上）	4,068	4,171	4,267	4,363	4,519	4,650	4,784	4,952	5,039	5,116
人口	26,114	26,537	26,990	27,125	27,163	27,266	27,169	27,026	27,016	26,933

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
年少人口（0～14歳）	3,867	3,741	3,697	3,616	3,643	3,657	3,629	3,597	3,512	3,439
生産年齢人口（15～64歳）	17,562	17,340	17,204	17,164	17,149	17,112	16,893	16,744	16,619	16,268
老年人口（65歳以上）	5,291	5,589	5,869	6,129	6,342	6,524	6,734	6,932	7,096	7,272
人口	26,720	26,670	26,770	26,909	27,134	27,293	27,256	27,273	27,227	26,979

	R4年	R5年	R6年	R7年	推計値				
					R12年	R17年	R22年	R27年	R32年
年少人口（0～14歳）	3,321	3,146	3,053	3,006	2,657	2,377	2,247	2,088	1,873
生産年齢人口（15～64歳）	16,072	15,813	15,551	15,422	15,805	14,980	13,674	12,555	11,510
老年人口（65歳以上）	7,399	7,499	7,596	7,700	8,309	8,540	8,926	8,955	8,900
人口	26,792	26,458	26,200	26,128	26,771	25,897	24,847	23,598	22,283

資料：年齢別人口集計表（矢巾町）

日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

人口は、平成2年（1990年）以降増加していますが、年齢別人口集計表によると令和7年時点では人口がやや減少傾向にあり、今後の新たな民間宅地開発によって一定の転入増加は期待できるものの、令和10年（2028年）以降再び人口減少が見込まれています。

世帯数も人口同様、年々増加が続いていますが、一方で1世帯あたりの人員については減少しています。

図一2に示すとおり、令和元年（2019年）まで総人口は増加しているものの、平成17年（2005年）を過ぎた頃から15歳未満の人口が減少し、15～64歳の人口も同様に減少し始めています。65歳以上の高齢者は令和7年（2025年）現在まで年々増加しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、令和32年（2050年）は、総人口が22,283人まで減少し、その時点の3区分人口の割合は、15歳未満が8%、15～64歳が52%、65歳以上が40%と推計され、より一層少子高齢化が進むものと推計されています。

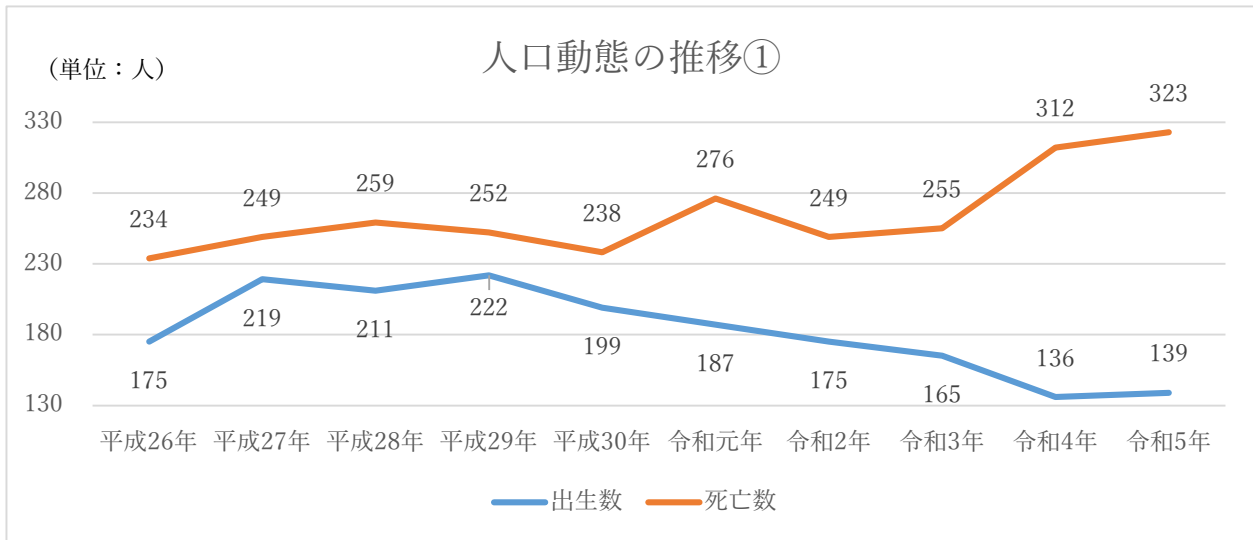
## （2）人口動態

図一3及び図一4に示すとおり、自然増減は、各年出生数より死亡数が上回っています。年々出生数と死亡数に開きが広がる傾向となっています。

社会増減は、令和元年（2019年）までは平成29年（2017年）を除いて転出数より転入数が多く、岩手医科大学附属病院に関連する開発や民間による小規模な宅地開発が要因の一つと考えられます。

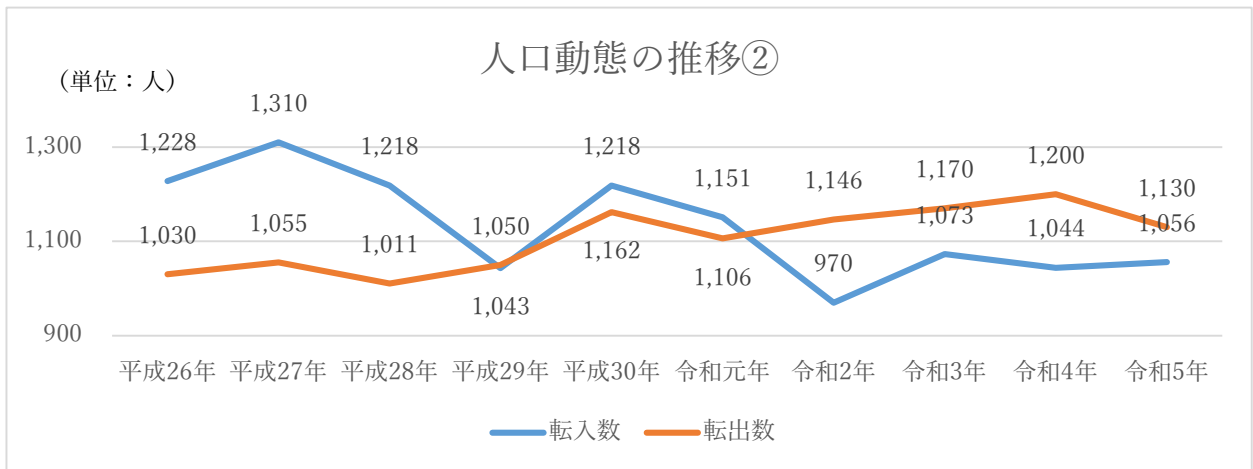
令和2年以降は転入数より転出数が多い傾向が続いています。

図-3 (人口動態の推移①)



資料：町勢要覧資料編 (矢巾町)

図-4 (人口動態の推移②)



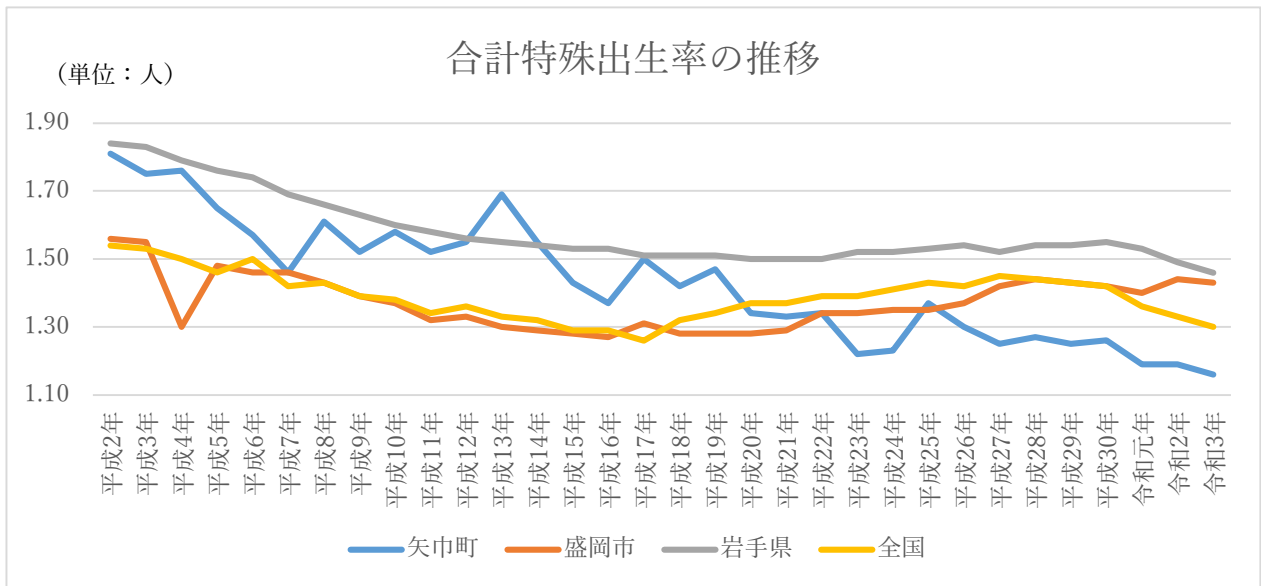
資料：町勢要覧資料編 (矢巾町)

続いて、合計特殊出生率の推移について、本町と全国、岩手県、盛岡市との比較を、図-5に示します。

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものです。

本町は、昭和61年(1986年)の2.21から年々減少し、平成20年(2008年)からは令和3年まで全国及び岩手県の値を下回っている状態が続いています。国立社会保障・人口問題研究所によると、人口の維持に必要な人口置換水準値は2.07と言われており、本町ではこの値を下回っています。

図－5（合計特殊出生率の推移）



資料：人口動態統計データ（岩手県）

保健所概要資料編人口動態統計（盛岡市）

表－2（合計特殊出生率の推移）

	H2年	H3年	H4年	H5年	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年
矢巾町	1.81	1.75	1.76	1.65	1.57	1.46	1.61	1.52	1.58	1.52	1.55	1.69
盛岡市	1.56	1.55	1.30	1.48	1.46	1.46	1.43	1.39	1.37	1.32	1.33	1.30
岩手県	1.84	1.83	1.79	1.76	1.74	1.69	1.66	1.63	1.60	1.58	1.56	1.55
全国	1.54	1.53	1.50	1.46	1.50	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33

	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
矢巾町	1.55	1.43	1.37	1.50	1.42	1.47	1.34	1.33	1.34	1.22	1.23	1.37
盛岡市	1.29	1.28	1.27	1.31	1.28	1.28	1.28	1.29	1.34	1.34	1.35	1.35
岩手県	1.54	1.53	1.53	1.51	1.51	1.51	1.50	1.50	1.50	1.52	1.52	1.53
全国	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
矢巾町	1.30	1.25	1.27	1.25	1.26	1.19	1.19	1.16
盛岡市	1.37	1.42	1.44	1.43	1.42	1.40	1.44	1.43
岩手県	1.54	1.52	1.54	1.54	1.55	1.53	1.49	1.46
全国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30

資料：人口動態統計データ（岩手県）

保健所概要資料編人口動態統計（盛岡市）

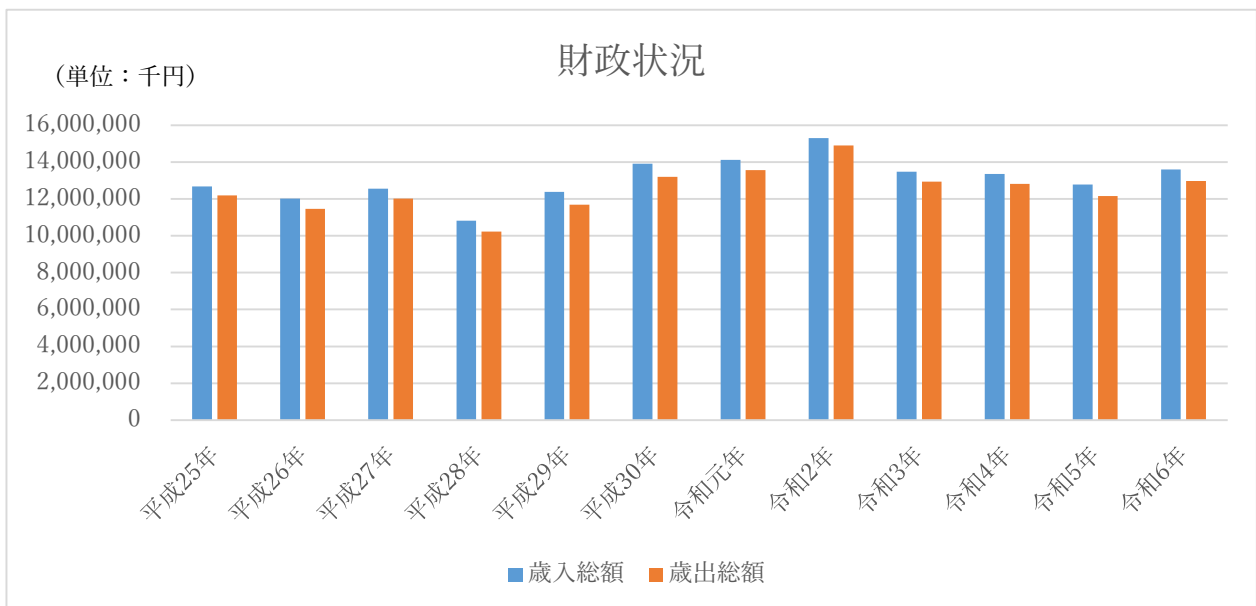
### (3) 財政状況

本町の財政規模は、平成25年(2013年)から令和6年(2024年)までの12年間で歳入平均が約130億円、歳出平均が約125億円となっており、地方公共団体の財政力を示す財政力指数については、令和5年は0.65となっており、平成25年比で0.04ポイント増となっています。

本町の歳入は、令和6年(2024年)で約136.0億円となっています。歳入の根幹である地方税は人口増加や民間開発等の影響により増加傾向となっています。歳出については、令和6年度決算額は約129.7億円となり、平成25年度比で約7.8億円増(約6.34%増)となっています。

また、町企画財政課が令和6年度決算に基づいて算定した全国共通の指標である財政健全化判断比率については、実質赤字比率(一般会計などの赤字割合)及び連結実質赤字比率(全会計における赤字の割合)が0%、実質公債費比率(実質的な借入金返済額の割合)が15.3%、将来負担比率(現在の実質的な負担額の割合)が47.5%となっています。本町はどの指標も基準値内にあり、財政状況は概ね健全な状態と言えます。過去のそれぞれの比率については、図-7~10のとおりです。

図-6 (財政状況)



資料：財政状況資料集(矢巾町)

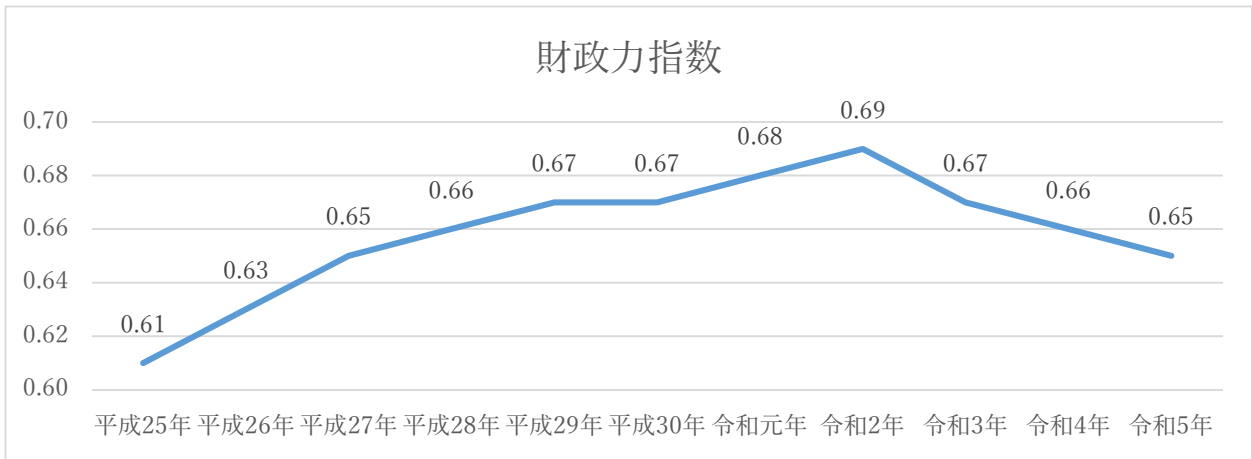
表-3 (財政状況)

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
歳入総額	12,688,993	12,016,478	12,559,001	10,816,688	12,384,039	13,912,999
歳出総額	12,196,332	11,458,420	12,016,124	10,225,817	11,696,078	13,201,617

	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
歳入総額	14,127,097	15,312,044	13,486,647	13,362,761	12,778,833	13,602,270
歳出総額	13,574,623	14,908,594	12,938,415	12,815,966	12,161,286	12,969,600

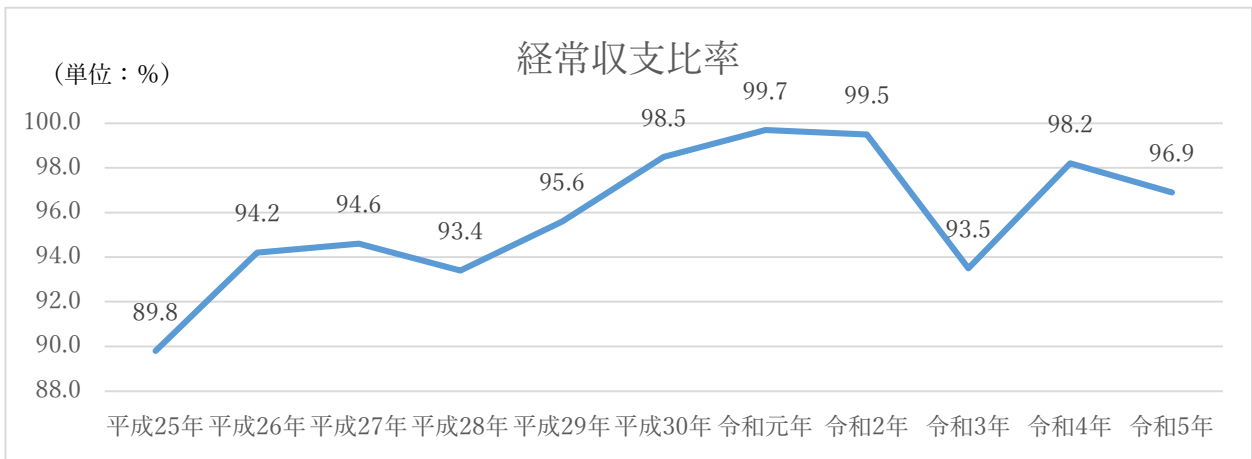
資料：財政状況資料集(矢巾町)

図－ 7 (財政力指数)



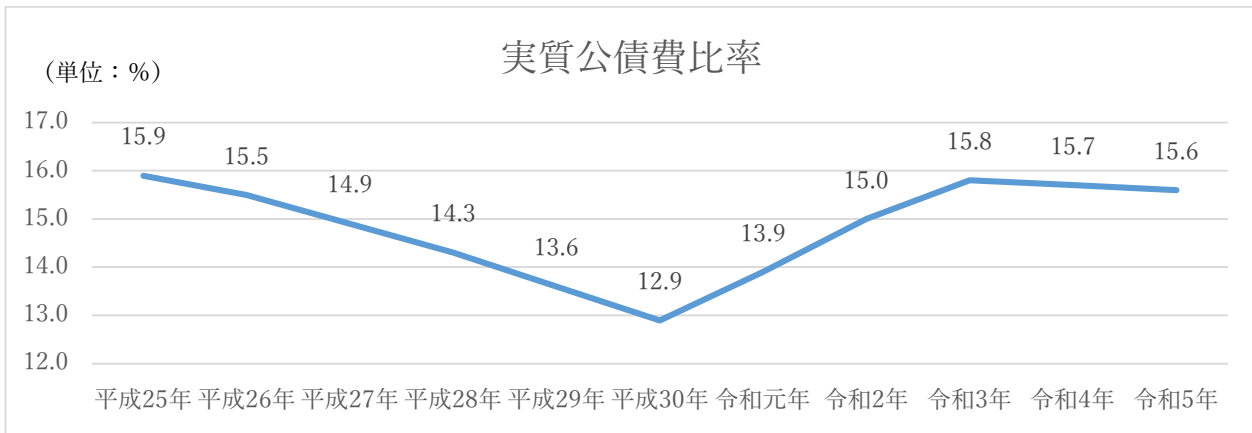
資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

図－ 8 (経常収支比率)



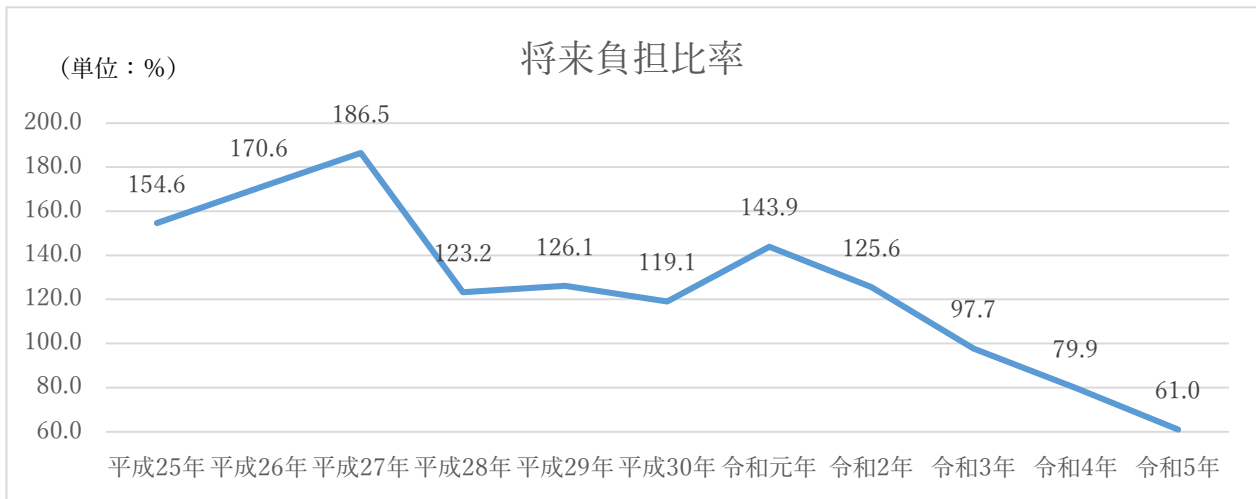
資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

図－ 9 (実質公債費比率)



資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

図-10 (将来負担比率)



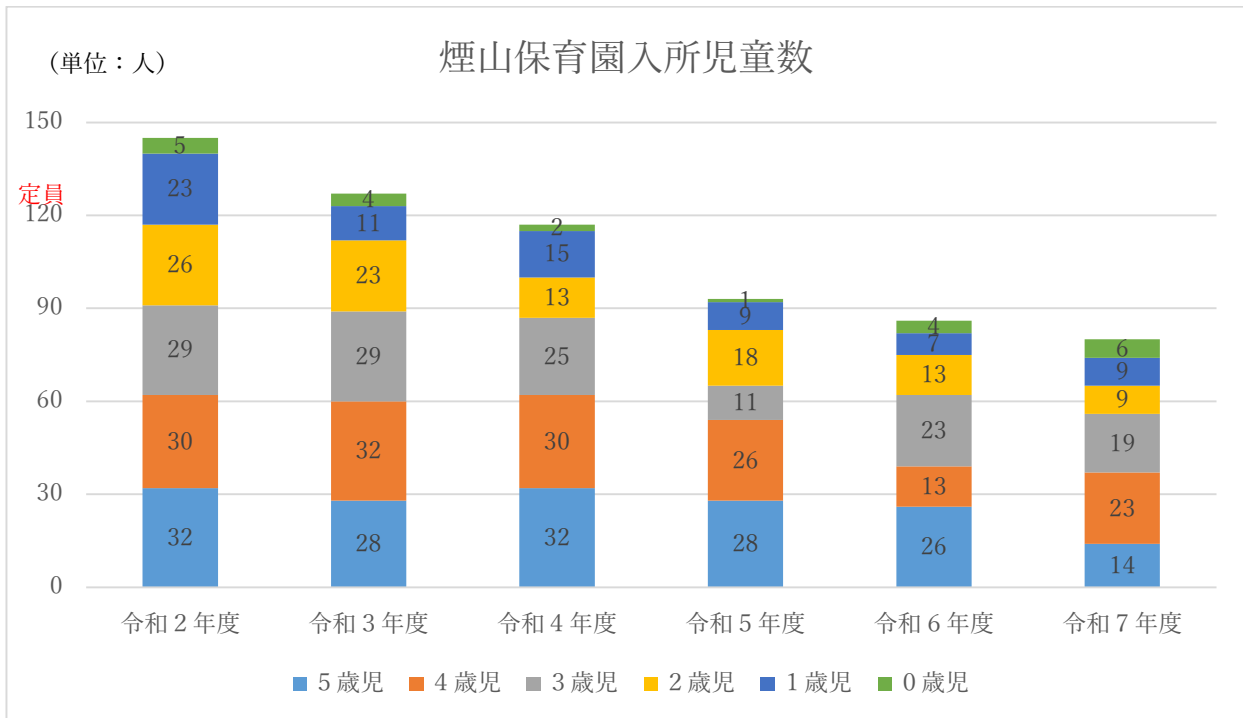
資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

(4) 煙山保育園の入所児童数の推移

煙山保育園の入所児童数は平成 29 年度をピークに徐々に減少しており、令和 6 年度からは現状の入所人数や保育体制を踏まえて、定員を従来の 150 名から 120 名に見直しを行いました。入所児童数が減少している背景としては、本町の出生数が年々減少傾向にあることが要因です。

また、小規模保育施設が増加し、選ぶことができる保育所の幅が広がっていることが要因の一つとなっていると考えられます。

図-11 (煙山保育園入所児童数) ※各年度 4 月 1 日時点



資料：矢巾町子ども家庭課

(5) 児童館の登録児童数及び利用児童数の推移

児童館の登録児童数は近年概ね 600 人程度で推移しています。令和 7 年度の児童館別登録児童数では煙山キッズクラブが 181 人と最も多くなっており、矢中東児童館が 140 人で続いています。児童の安全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした施設として重要な役割を担っている施設となっています。

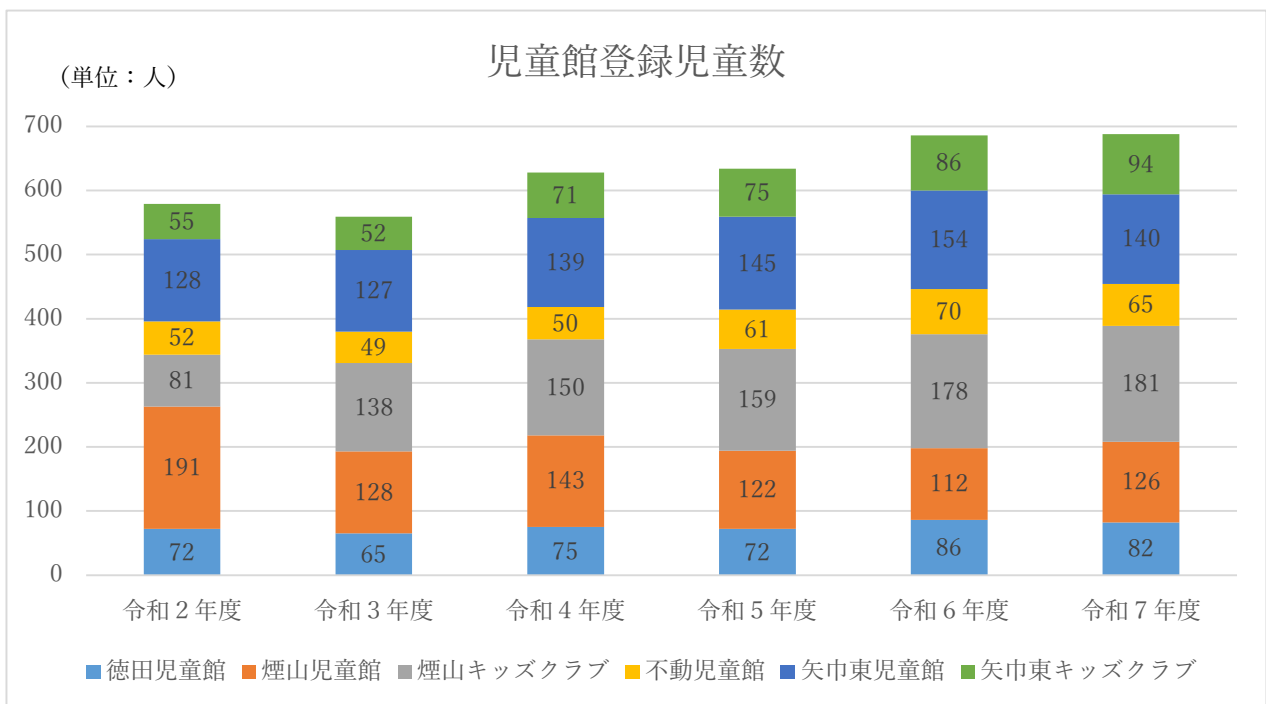
登録児童数が多い煙山児童館及び矢中東児童館においては、それぞれ隣接の小学校校舎の一部を活用して児童館を利用する児童の分散（キッズクラブ：煙山及び矢中東 4～6 年生）を図り、児童が快適に児童館を利用できるように取り組んでいます。

※煙山キッズクラブにおいてはコロナ禍の影響を考慮して令和 7 年度まで「3～6 年生」としていましたが、令和 8 年度から「4～6 年生」となります。

利用児童数については、各児童館とも年々増加傾向にあり、令和 2 年度と令和 6 年度を比較すると全体で約 1.33 倍増加しています。特に矢中東キッズクラブが約 2.65 倍、不動児童館が約 1.94 倍と増加が著しい傾向にあります。

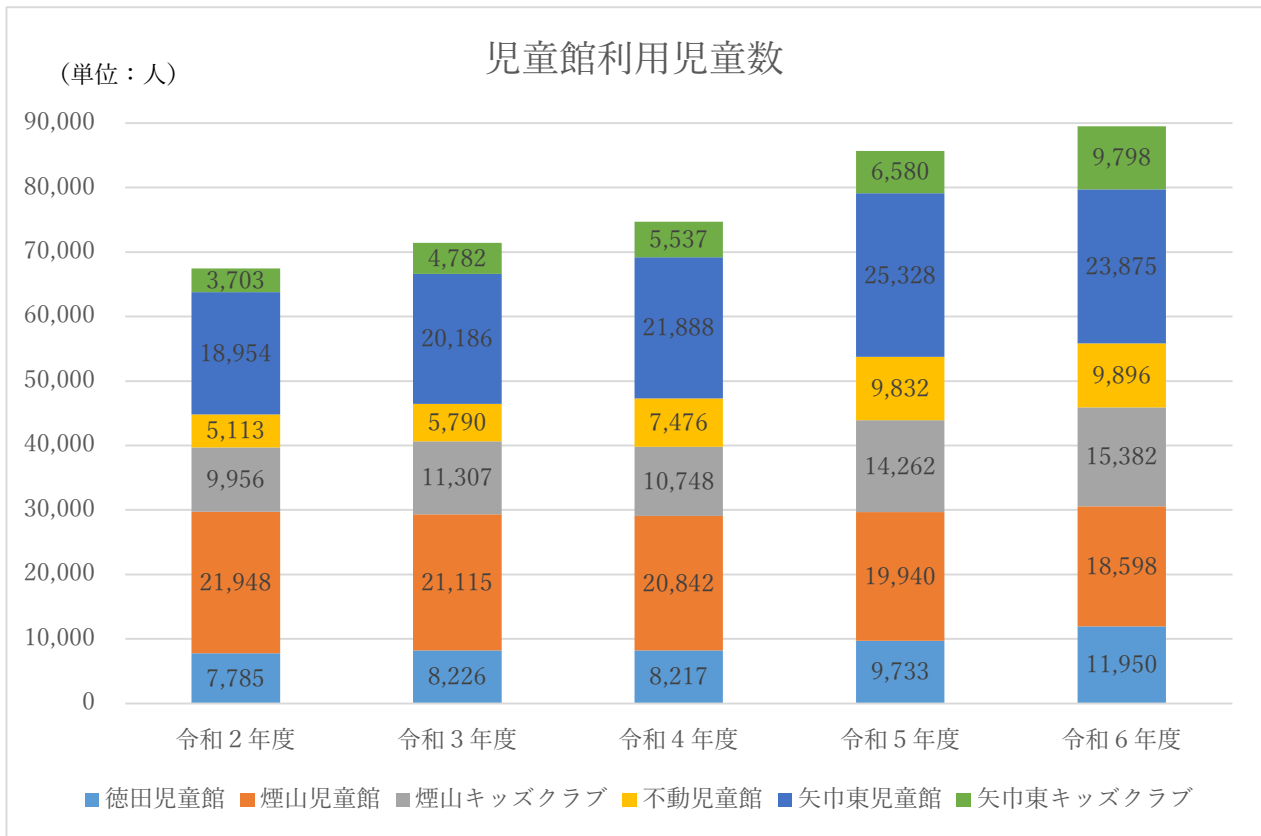
増加の要因としては、保護者の共働き世帯の増加や核家族化が進んだことにより、児童館の需要が高まっていると考えられます。

図-12 (児童館登録児童数) ※各年度 4 月 1 日時点



資料：矢中町こども家庭課

図-13 (児童館利用児童数)



資料：矢中町こども家庭課

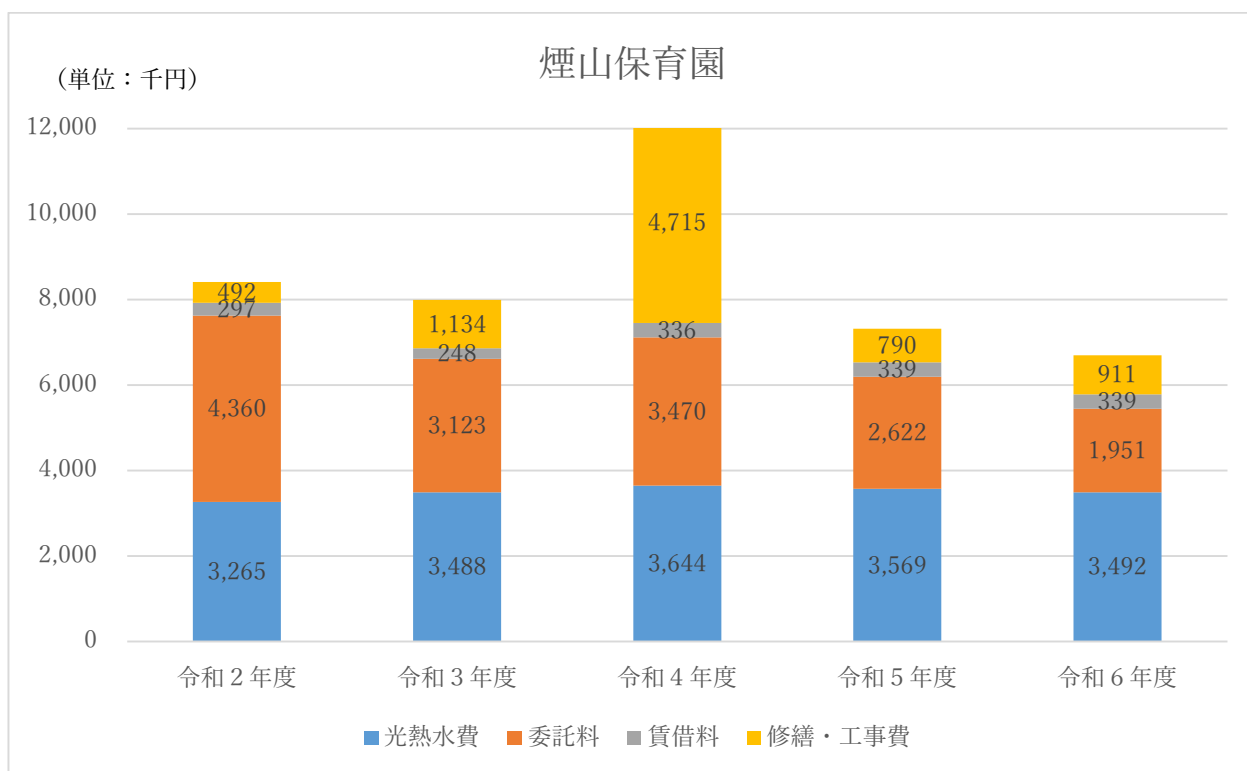
## 2-2 施設関連経費の推移

本町の各対象施設に係る過去5年間の施設関連経費は、次のとおりです。

### (1) 矢巾町立煙山保育園

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
光熱水費	3,265	3,488	3,644	3,569	3,492
委託料	4,360	3,123	3,470	2,622	1,951
賃借料	297	248	336	339	339
修繕・工事費	492	1,134	4,715	790	911
合計	8,414	7,993	12,165	7,320	6,693



資料：矢巾町こども家庭課

### ◇第1期計画からのフォローアップ◇

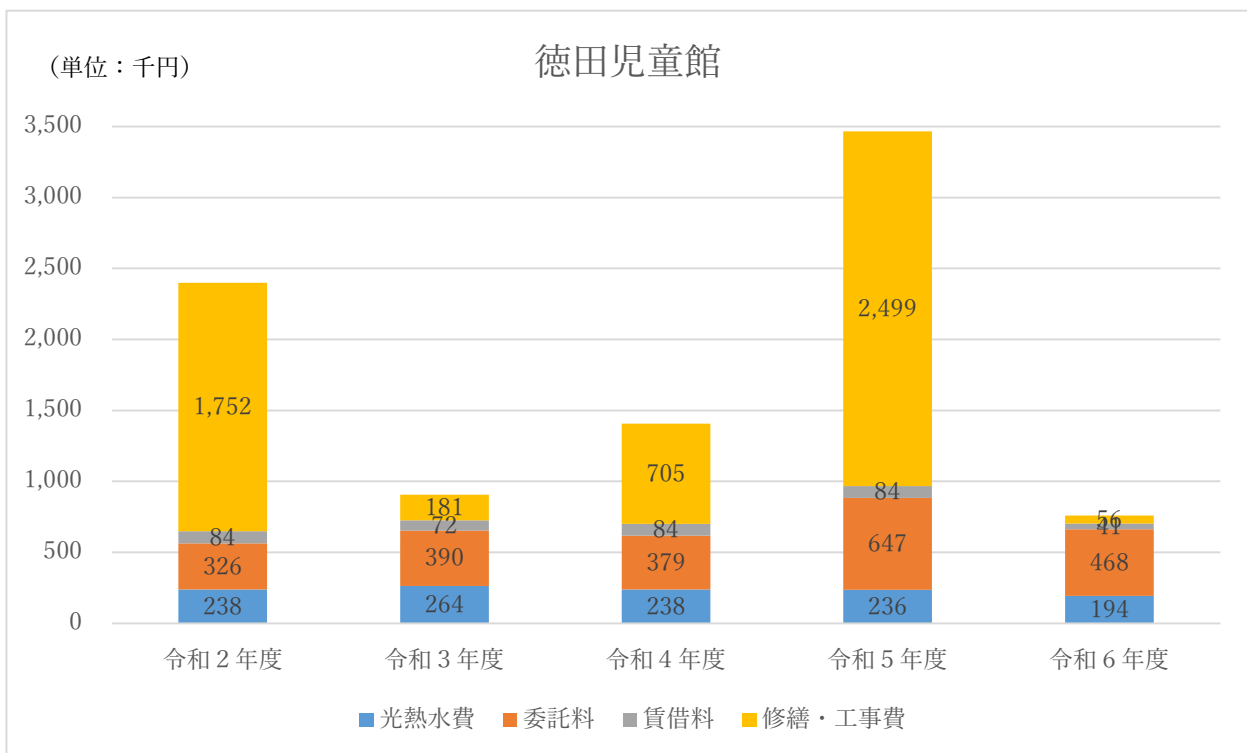
煙山保育園においては、定期的に小規模な修繕等を実施し、施設の長寿命化を図っています。令和4年度には、熱中症対策として遊戯室への空調機器の設置工事を実施しました。

また、令和7年度には、民間企業の寄附により窓ガラス遮熱フィルムが提供され設置した遊戯室及び廊下における夏場の室内気温上昇の抑制が期待されます。

(2) 矢巾町立德田児童館

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
光熱水費	238	264	238	236	194
委託料	326	390	379	647	468
賃借料	84	72	84	84	41
修繕・工事費	1,752	181	705	2,499	56
合計	2,400	907	1,406	3,466	759



資料：矢巾町こども家庭課

◇第1期計画からのフォローアップ◇

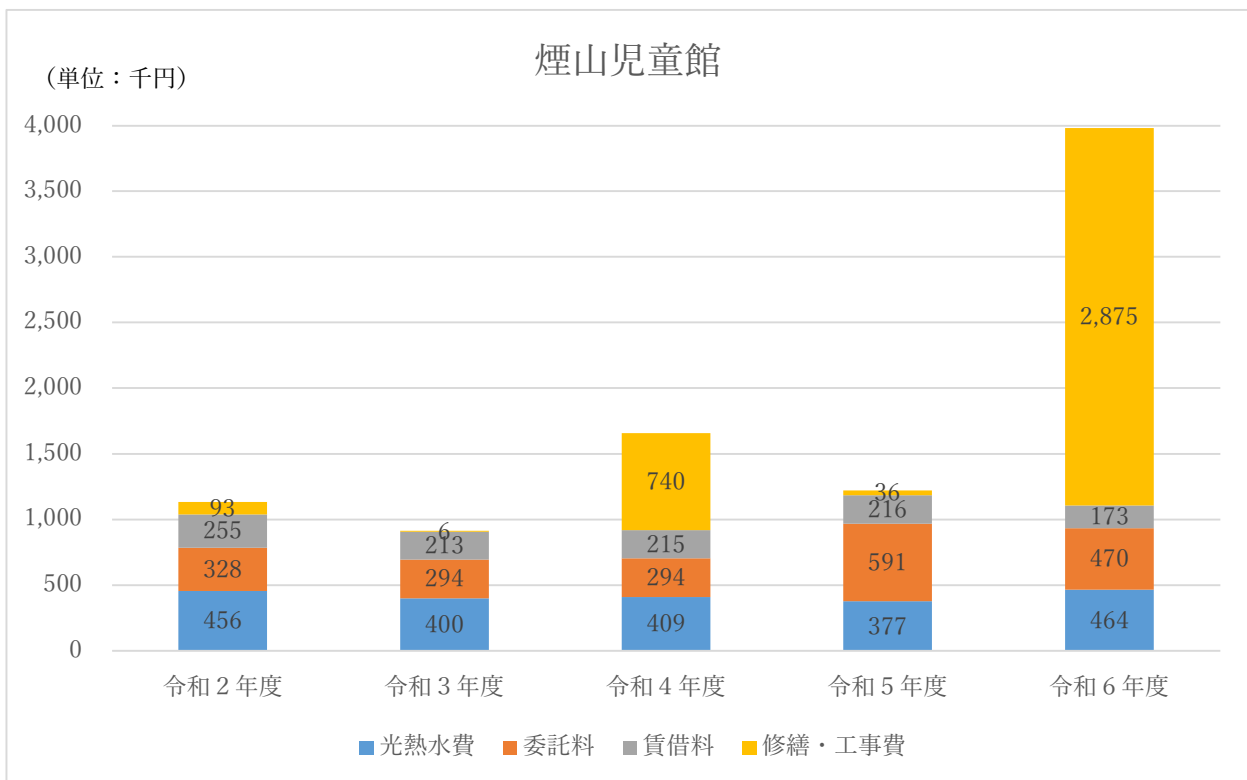
徳田児童館においては、屋根・屋上及び外壁の劣化度合いを考慮して、大規模な外壁修繕工事（令和5年度）を実施し、施設の長寿命化を図っています。

また、熱中症対策として、令和2年度と令和5年度に、遊戯室への空調機器の設置工事を実施しました。

(3) 矢巾町立煙山児童館

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
光熱水費	456	400	409	377	464
委託料	328	294	294	591	470
賃借料	255	213	215	216	173
修繕・工事費	93	6	740	36	2,875
合計	1,132	913	1,658	1,220	3,982



資料：矢巾町こども家庭課

◇第1期計画からのフォローアップ◇

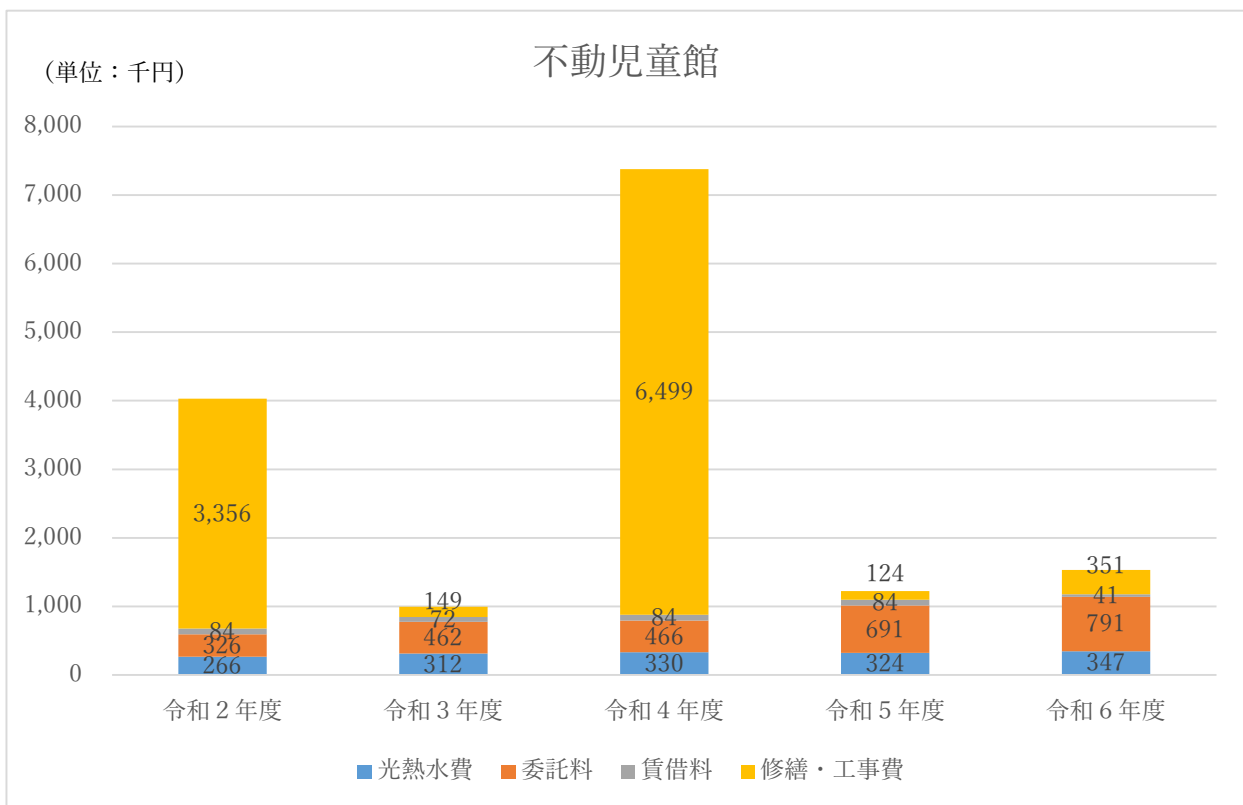
煙山児童館においては、屋根・屋上及び外壁の劣化度合いを考慮して、令和5年度に塗装工事を予定していましたが、令和8年度に延期し実施することとしています。

また、熱中症対策として、令和6年度に遊戯室・集会室への空調機器の設置工事を実施しました。

(4) 矢巾町立不動児童館

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
光熱水費	266	312	330	324	347
委託料	326	462	466	691	791
賃借料	84	72	84	84	41
修繕・工事費	3,356	149	6,499	124	351
合計	4,032	995	7,379	1,223	1,530



資料：矢巾町こども家庭課

◇第1期計画からのフォローアップ◇

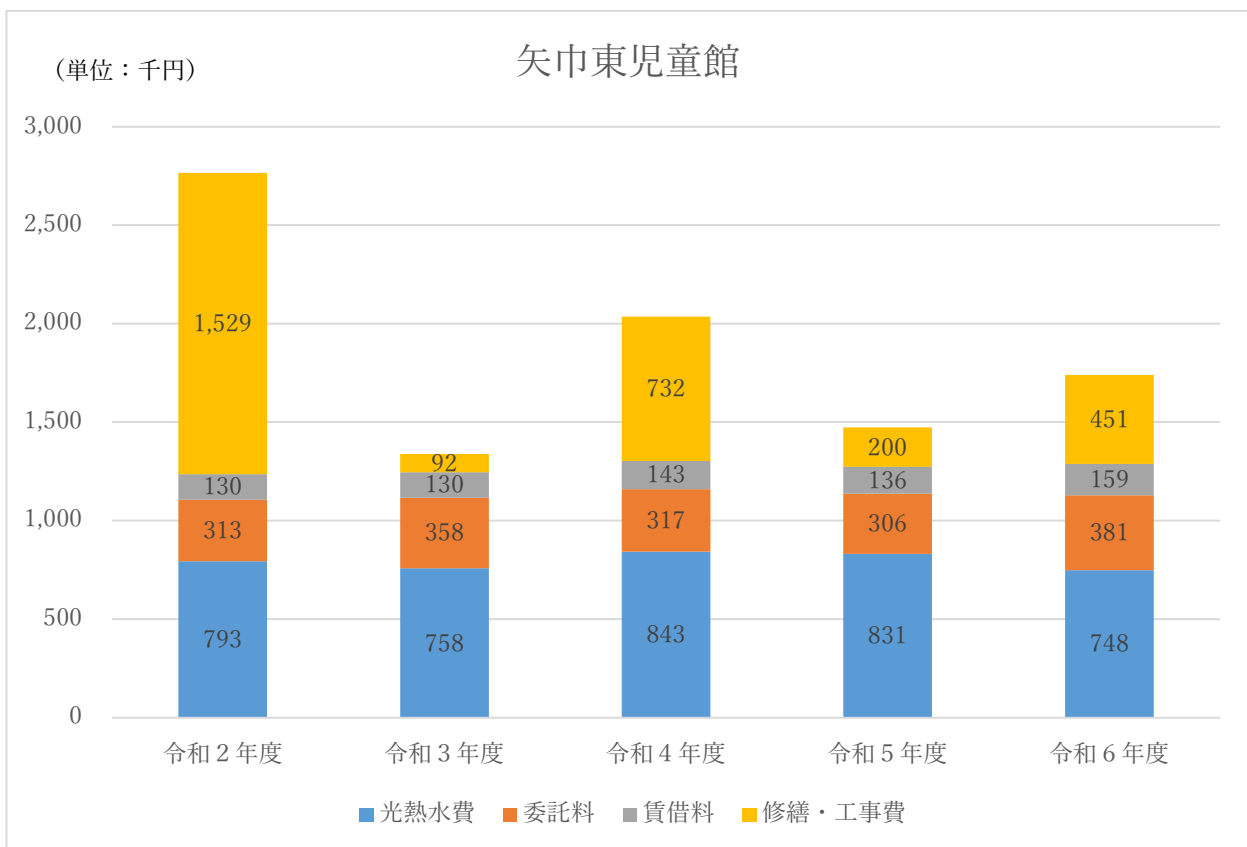
不動児童館においては、屋根・屋上及び外壁の劣化度合いを考慮して、令和4年度に大規模な屋根・外壁修繕工事を実施し施設の長寿命化を図っています。

また、熱中症対策として、令和2年度に多目的学習教室に、令和7年度に図書室・多機能遊具教室への空調機器の設置工事を実施しました。

(5) 矢巾町立矢巾東児童館

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
光熱水費	793	758	843	831	748
委託料	313	358	317	306	381
賃借料	130	130	143	136	159
修繕・工事費	1,529	92	732	200	451
合計	2,765	1,338	2,035	1,473	1,739



資料：矢巾町こども家庭課

◇第1期計画からのフォローアップ◇

矢巾東児童館においては、屋根・屋上及び外壁の劣化度合いを考慮して、令和6年度に屋根修繕工事を実施し施設の長寿命化を図っています。

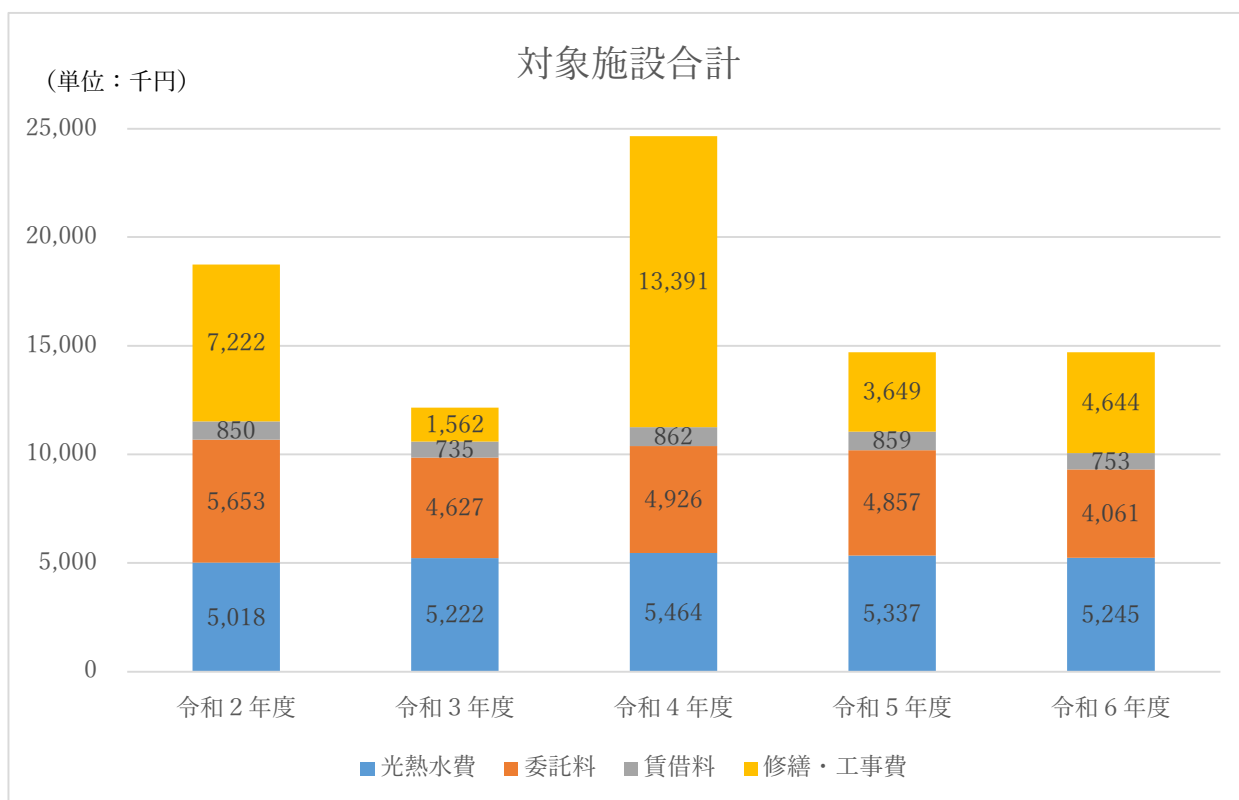
また、令和4年にはコロナ禍を踏まえて手洗水栓自動化工事、防犯面を強化するために防犯カメラ更新工事を実施しました。

熱中症対策としては、令和2年度に運動室・集会室への空調機器の設置工事を実施しました。

(6) 対象施設合計

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
光熱水費	5,018	5,222	5,464	5,337	5,245
委託料	5,653	4,627	4,926	4,857	4,061
賃借料	850	735	862	859	753
修繕・工事費	7,222	1,562	13,391	3,649	4,644
合計	18,743	12,146	24,643	14,702	14,703



資料：矢巾町こども家庭課

## 2-3 老朽化状況

文部科学省が作成した「学校施設等の長寿命化計画策定に係る手引」及び「学校施設等の長寿命化計画策定に係る解説書」を参考に下記の日程で各対象施設の現地調査を実施し、劣化状況の評価及び健全度の算定を行いました。

### ◇現地調査実施日◇

	施設	実施日
1	煙山保育園	令和7年7月30日
2	徳田児童館	令和7年9月26日
3	煙山児童館	令和7年9月8日
4	不動児童館	令和7年9月8日
5	矢巾東児童館	令和7年9月8日

### (1) 劣化状況評価

劣化状況評価は、「躯体の健全性」と「躯体以外の劣化状況」の2点から評価します。

#### ① 躯体の健全性

躯体の健全性は、建物の建築年度から耐震安全性(※1)を把握し判定します。新耐震基準は長寿命と判定します。旧耐震基準のうちRC造は、耐震診断結果から耐震性がある場合(圧縮強度13.5N/m<sup>2</sup>以上)、長寿命と判定します。また、旧耐震基準のうちS造(鉄骨造)、W造(木造)は、概ね築年数が40年以上で腐食や劣化が著しいものがない場合、長寿命と判定します。本計画の対象施設は、全て長寿命と判定します。

※1 昭和56年6月1日に建築基準法が改正されており、昭和56年6月1日以前に建築確認申請が受理されている建物は旧耐震基準で建てられた建物となり、昭和56年6月1日以降は新耐震基準で建てられた建物となります。ここでは耐震基準を昭和56年6月1日以前の建物を「旧耐震」、以降の建物を「新耐震」に分類します。

建築基準情報							構造躯体の健全性					
施設名	構造	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年		建築経過年数	耐震安全性			長寿命化判定		
				和暦	西暦		基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度	試算上の区分
矢巾町立煙山保育園	W	1	996.10	H27	2015	10	新	—	—	—	—	長寿命
矢巾町立德田児童館	W,S	1	221.66	S62	1987	38	新	—	—	—	—	長寿命
矢巾町立煙山児童館	S	2	410.78	S61	1986	39	新	—	—	—	—	長寿命
矢巾町立不動児童館	W	1	470.36	H3	1991	34	新	—	—	—	—	長寿命
矢巾町立矢巾東児童館	W,S	1	327.93	H16	2004	21	新	—	—	—	—	長寿命

## ② 躯体以外の劣化状況

躯体以外の劣化状況については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条に定められている建築物の点検及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づく目視調査を行います。

建物を 5 つの部位（屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備）に区分し、以下のとおり、A～E の 5 段階で劣化状況を評価します。

	目視による評価 (屋根・屋上、外壁、内部仕上)	経過年数による評価 (電気設備、機械設備)
評価	基準	基準
A	概ね良好	20 年未満
B	部分的に劣化（安全・機能上の問題なし）	20 年～39 年
C	広範囲に劣化（安全・機能上の不具合の兆し）	40 年以上経過
D	対応が必要（安全・機能上の支障あり）	著しい劣化
E	早急または緊急対応が必要	経過年数に関わらず対応が必要

### (2) 健全度の説明及び算出方法

健全度は、建物の 5 つの部位について劣化状況を A～E の 5 段階で評価し、100 点満点で数値化した評価指標です。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を 100 点満点で算定します。

また、②部位のコスト配分は、令和 7 年に刊行された「公立学校施設整備事務ハンドブックー令和 7 年ー」（公立学校施設法令研究会）の長寿命化改良事業に係る改修比率算定表【校舎、寄宿舎】を参考にして設定しています。

なお、同算定表における「防水」の 2.6%、「外装」の 4.9%、「長寿命化」の 5.5%については、屋根・屋上と外壁に半分ずつ振り分け、「昇降機」の 1.7%については、該当しないため除外しています。

#### ◇①部位の評価点◇

評価ランク	A	B	C	D	E
評価点	100 点	75 点	50 点	25 点	0 点

#### ◇②部位のコスト配分◇

	部位	コスト配分	備考
1	屋根・屋上	6.5	防水 1/2+外装 1/2+長寿命化 1/2
2	外壁	13.5	防水 1/2+外装 1/2+建具（外部）+長寿命化 1/2
3	内部仕上	21.2	内装+建具（内部）
4	電気設備	8.2	
5	機械設備	17.8	
	合計	67.2	

◇長寿命化改良事業に係る改修比率算定表【校舎、寄宿舍】◇

工 種		①改修範囲の割合 (%)					②単価構成比率 (%)
		な し	一 部 分	半 分	大 部 分	全 面	
建 築	防 水	0	25	50	75	100	2.6
	外 装	0	25	50	75	100	4.9
	内 装	0	25	50	75	100	19.1
	建具 (外部)	0	25	50	75	100	7
	建具 (内部)	0	25	50	75	100	2.1
電気設備		0	25	50	75	100	8.2
機械設備		0	25	50	75	100	17.8
昇降機		0	25	50	75	100	1.7
長寿命化		100					5.5
全面改修		—					68.9

資料：令和7年 公立学校施設整備事務ハンドブック（公立学校施設法令研究会）

◇躯体以外の劣化状況及び詳細◇

建 築 基 準 情 報							劣 化 状 況 評 価					
施 設 名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年		建築 年数	屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度 点数
				和暦	西暦							
矢中町立煙山保育園	W	1	996.10	H27	2015	10	B	B	B	A	A	84.67
矢中町立徳田児童館	W,S	1	221.66	S62	1987	38	B	A	C	B	B	72.13
矢中町立煙山児童館	S	2	410.78	S61	1986	39	D	C	C	B	B	57.25
矢中町立不動児童館	W	1	470.36	H3	1991	34	A	A	B	B	B	82.44
矢中町立矢中東児童館	W,S	1	327.93	H16	2004	21	B	C	A	B	B	77.86

※ 建築基準法第12条に定められている建築物の点検の対象外であるが、劣化状況調査は実施し、評価しています。

(1) 矢巾町立煙山保育園

	部位	評価		点数	×	コスト配分	=	
1	屋根・屋上	B	→	75	×	6.5	=	487.5
2	外壁	B	→	75	×	13.5	=	1,012.5
3	内部仕上	B	→	75	×	21.2	=	1,590.0
4	電気設備	A	→	100	×	8.2	=	820.0
5	機械設備	A	→	100	×	17.8	=	1,780.0
							計	5,690.0
							健全度 (÷67.2)	<b>84.67</b>

(2) 矢巾町立徳田児童館

	部位	評価		点数	×	コスト配分	=	
1	屋根・屋上	B	→	75	×	6.5	=	487.5
2	外壁	A	→	100	×	13.5	=	1,350.0
3	内部仕上	C	→	50	×	21.2	=	1,060.0
4	電気設備	B	→	75	×	8.2	=	615.0
5	機械設備	B	→	75	×	17.8	=	1,335.0
							計	4,847.5
							健全度 (÷67.2)	<b>72.13</b>

(3) 矢巾町立煙山児童館

	部位	評価		点数	×	コスト配分	=	
1	屋根・屋上	D	→	25	×	6.5	=	162.5
2	外壁	C	→	50	×	13.5	=	675.0
3	内部仕上	C	→	50	×	21.2	=	1,060.0
4	電気設備	B	→	75	×	8.2	=	615.0
5	機械設備	B	→	75	×	17.8	=	1,335.0
							計	3,847.5
							健全度 (÷67.2)	<b>57.25</b>

(4) 矢巾町立不動児童館

	部位	評価		点数		コスト配分		
1	屋根・屋上	A	→	100	×	6.5	=	650.0
2	外壁	A	→	100	×	13.5	=	1,350.0
3	内部仕上	B	→	75	×	21.2	=	1,590.0
4	電気設備	B	→	75	×	8.2	=	615.0
5	機械設備	B	→	75	×	17.8	=	1,335.0
							計	5,540.0
							健全度 (÷67.2)	<b>82.44</b>

(5) 矢巾町立矢巾東児童館

	部位	評価		点数		コスト配分		
1	屋根・屋上	B	→	75	×	6.5	=	487.5
2	外壁	C	→	50	×	13.5	=	675.0
3	内部仕上	A	→	100	×	21.2	=	2,120.0
4	電気設備	B	→	75	×	8.2	=	615.0
5	機械設備	B	→	75	×	17.8	=	1,335.0
							計	5,232.5
							健全度 (÷67.2)	<b>77.86</b>

矢巾町立煙山保育園				
	建築年	平成 27 年（建築年数 10 年）		
	構造種別	木造（W）		
	評価	1 屋根・屋上	B	
		2 外壁	B	
		3 内部仕上	B	
		4 電気設備	A	
5 機械設備	A			
1 屋根・屋上				
	経年劣化が見受けられる	/		
2 外壁				
	経年劣化が見受けられる		経年劣化が見受けられる	
3 内部仕上				
	特記事項なし		床の経年劣化及び色あせが見受けられる	
4 電気設備				
	定期的更新が必要		定期的更新が必要	
5 機械設備				
	定期的更新が必要		定期的更新が必要	

矢巾町立德田児童館

	建築年	昭和 62 年（建築年数 38 年）		
	構造種別	木造（W）、鉄骨造（S）		
	評価	1 屋根・屋上	B	
		2 外壁	A	
		3 内部仕上	C	
		4 電気設備	B	
5 機械設備		B		
1 屋根・屋上				
	特記事項なし	/		
2 外壁				
	特記事項なし		特記事項なし	
3 内部仕上				
	壁及び床の経年劣化が見受けられる		床の経年劣化及び擦り減りが見受けられる	
4 電気設備				
	定期的更新が必要		定期的更新が必要	
5 機械設備				
	定期的更新が必要	/		

矢巾町立煙山児童館

	建築年	昭和 61 年（建築年数 39 年）		
	構造種別	鉄骨造（S）		
	評価	1 屋根・屋上	D	
		2 外壁	C	
		3 内部仕上	C	
		4 電気設備	B	
5 機械設備		B		
1 屋根・屋上				
	広範囲に赤錆が発生し、早急な対応が必要			
2 外壁				
	色あせ及びチョーキングが見受けられる		経年劣化及び色あせが見受けられる	
3 内部仕上				
	特記事項なし		壁の経年劣化及び捲れが見受けられる	
4 電気設備				
	定期的更新が必要		定期的更新が必要	
5 機械設備				
	定期的更新が必要			

矢巾町立不動児童館

	建築年	平成 3 年（建築年数 34 年）		
	構造種別	木造（W）		
	評価	1 屋根・屋上	A	
		2 外壁	A	
		3 内部仕上	B	
		4 電気設備	B	
5 機械設備	B			
1 屋根・屋上				
	特記事項なし	/		
2 外壁				
	特記事項なし		特記事項なし	
3 内部仕上				
	特記事項なし		特記事項なし	
4 電気設備				
	定期的更新が必要		定期的更新が必要	
5 機械設備				
	定期的更新が必要	/		

矢巾町立矢巾東児童館				
	建築年	平成 16 年（建築年数 21 年）		
	構造種別	木造（W）、鉄骨造（S）		
	評価	1 屋根・屋上	B	
		2 外壁	C	
		3 内部仕上	A	
		4 電気設備	B	
	5 機械設備	B		
1 屋根・屋上				
	特記事項なし	/		
2 外壁				
	経年劣化及び色あせが見受けられる		経年劣化及び色あせが見受けられる	
3 内部仕上				
	特記事項なし		特記事項なし	
4 電気設備				
	定期的更新が必要		定期的更新が必要	
5 機械設備				
	定期的更新が必要	/		

## 2-4 過去の点検、修繕等の履歴情報

各対象施設において、過去に実施した主な修繕又は工事等は次のとおりです。各施設とも定期的な修繕や工事を実施し、長寿命化を図っています。

また、近年では地球温暖化をはじめとした気象環境の変化により、夏場の気温がこれまでよりも高い傾向にあるため、熱中症対策として空調機器設置工事が6年間で7件(10室)実施されています。

◇修繕等の履歴◇ ※令和8年3月現在

	部 位	実施年度	内 容
1	屋根・屋上	令和2年度	
		令和3年度	徳田児童館：破風修繕工事
		令和4年度	不動児童館：屋根修繕工事
		令和5年度	
		令和6年度	不動児童館：屋根面戸修繕 矢巾東児童館：屋根修繕工事
		令和7年度	不動児童館：雨樋修繕 矢巾東児童館：屋根雨漏り修繕
2	外 壁	令和2年度	
		令和3年度	
		令和4年度	不動児童館：外壁修繕工事
		令和5年度	徳田児童館：外壁修繕工事
		令和6年度	
		令和7年度	不動児童館：外部水切下補修工事 矢巾東児童館：外部基礎換気口修繕
3	内部仕上	令和2年度	徳田児童館：水抜栓修繕
		令和3年度	煙山保育園：階段修繕工事
		令和4年度	煙山保育園：手洗水栓自動化工事 徳田児童館：手洗水栓自動化工事 煙山児童館：手洗水栓自動化工事 不動児童館：手洗水栓自動化工事 矢巾東児童館：手洗水栓自動化工事
		令和5年度	不動児童館：窓ガラス修繕工事
		令和6年度	煙山保育園：排煙窓修繕 施設内修繕 煙山児童館：窓ガラス修繕工事 不動児童館：施設内修繕
		令和7年度	矢巾東児童館：室内修繕工事

4	電気設備	令和2年度	徳田児童館：空調機器設置工事（遊戯室） 不動児童館：空調機器設置工事（多目的学習教室） 矢巾東児童館：空調機器設置工事（運動室・集会室）
		令和3年度	徳田児童館：照明器具交換工事 不動児童館：ファン撤去工事
		令和4年度	煙山保育園：遊戯室空調機器設置工事（遊戯室）
		令和5年度	徳田児童館：暖房機器更新工事（遊戯室）
		令和6年度	煙山児童館：空調機器設置（遊戯室）・暖房機器更新工事（集会室）
		令和7年度	不動児童館：空調機器設置工事（図書室・多機能遊具教室）
5	機械設備	令和2年度	煙山保育園：温水器修繕
		令和3年度	
		令和4年度	煙山保育園：電話回線等工事 徳田児童館：防犯カメラ更新工事 不動児童館：防犯カメラ更新工事 矢巾東児童館：防犯カメラ更新工事
		令和5年度	
		令和6年度	
		令和7年度	矢巾東児童館：オイルタンク更新工事
6	その他	令和2年度	不動児童館：L型擁壁設置工事
		令和3年度	煙山保育園：門柱等修繕 遊具修繕
		令和4年度	煙山保育園：遊具修繕工事 不動児童館：看板修繕 門柱等塗装
		令和5年度	煙山保育園：門柱等塗装 フェンス修繕工事 徳田児童館：看板修繕 遊具撤去工事
		令和6年度	煙山児童館：フェンス修繕工事
		令和7年度	徳田児童館：園庭整備工事 不動児童館：フェンス交換工事

### 第3章 長寿命化計画の基本的な方針

#### 3-1 修繕等の基本的な方針

本町の上位計画である公共施設総合管理計画における実施方針及び劣化状況評価結果を踏まえた修繕等の基本的な方針は次のとおりです。

##### (1) 計画的な老朽化対策

	施設名	老朽化対策の内容
1	煙山保育園	平成 27 年に新築してから 10 年経過しましたが、現時点では施設及び機器において大規模な修繕等が必要な箇所は見受けられません。引き続き小規模な修繕を定期的実施することで施設の長寿命化を図っていきます。 また、建築年数が経過することで施設の老朽化や経年劣化が進み、電気及び機械設備については定期的な更新を要することから、状況に応じた維持管理を行っていく必要があります。
2	徳田児童館	昭和 62 年に新築し 38 年経過していることから、外壁に全体的な経年劣化が見受けられたため、令和 5 年度に大規模修繕を実施しました。屋根塗装や小規模な修繕等を定期的実施することで施設の長寿命化を図ります。 また、施設内の照明について、令和 9 年度までに LED へ更新する必要があります。
3	煙山児童館	昭和 61 年に新築し、平成 26 年に増改築していますが、既存部分は 39 年経過していることから、屋根に全体的な赤錆等の発生、外壁の経年劣化が見受けられるため、令和 8 年度に大規模修繕を実施予定です。内部仕上については、施設内の一部で経年劣化が見受けられるため、状況に応じて修繕等を実施し、長寿命化を図ります。
4	不動児童館	平成 3 年に新築してから 34 年経過していることから、屋根及び外壁の全体的な劣化が見受けられ、雨樋の一部が破損している箇所があったため、令和 4 年度に大規模修繕工事を実施しました。内部仕上については、特に修繕等が必要な箇所は見受けられませんが、遊戯室への空調機器の設置を予定しています。 また、施設内の照明について、令和 9 年度までに LED へ更新する必要があります。
5	矢中東児童館	平成 16 年に新築してから 20 年経過していることから、屋根及び外壁について、経年劣化が見受けられるため、状況に応じて大規模修繕を実施する必要があります。 また、施設内の照明について、令和 9 年度までに LED へ更新する必要があります。

以上のことから、次のような場合を除き、施設全体を新しく建て替えるよりも安価となる修繕を基本として、施設の長寿命化を図ることとします。

- ① 構造躯体の劣化が激しく、修繕又は改修に多額の費用がかかり、建て替えを行う方が経済的に望ましい場合。
- ② 施設の安全性が十分に確保できないなど、建て替えを行うことでしか問題を解決できない場合。
- ③ 統廃合などの全町的な施設配置の見直しなどによる場合。

また、修繕又は改修についても大規模な不具合が発生した後に行うのではなく、損傷が軽微である早期の段階から事前に予防的な修繕又は改修を行うことにより、突発的事故や費用発生リスクを減少させるとともに施設の不具合による被害のリスクを緩和する「予防保全型維持管理」に取り組みます。

## （２）脱炭素化の推進

地球規模の温暖化の進行に伴い、二酸化炭素排出量を実質的にゼロにする「脱炭素社会」の実現に向けた社会的機運が近年ますます高まる中、国においては、排出削減目標を令和 17 年度に平成 25 年度比 60%減とすること等を盛り込んだ地球温暖化対策計画が令和 7 年 2 月に閣議決定されました。

こうした国の動向等も踏まえながら、今後の施設設備については、機器を更新する際に省エネルギーに配慮した機器の導入など、脱炭素化の取組を推進します。

また、令和 8 年度には町民環境課と連携し、煙山児童館の屋上に小規模な太陽光パネル設置を予定しており、二酸化炭素排出量の削減による地球環境への貢献が期待できます。

## （３）避難場所としての防災機能強化

児童福祉施設のうち、煙山保育園は被災者の住宅に危険が予想される場合や住宅が損壊した場合等、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として宿泊滞在するための施設として避難所に指定されているとともに、防災拠点保育施設として代替保育を実施します。そのため、施設整備及び地域防災機能強化の観点から、不具合が見受けられる個所の解消について積極的に取り組む必要があります。

## （４）安全及び防犯対策の強化

近年では、過去に経験のない安全を脅かす事件が発生することもあり、事前に防止するための対策や状況に応じた柔軟な対応が必要となります。令和 7 年度はツキノワグマの出没件数が全国的に過去最高となり、他自治体では役所の中への侵入や学校施設、公民館の玄関ドアを破壊した事例もありました。児童の安全を守るためにも、各施設の立地条件に応じた安全及び防犯対策の強化について検討が必要となります。

## 3-2 目標使用年数

各対象施設の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」別表によると木造建は 24 年、鉄骨建は 38 年とされていますが、全国の市町村の長寿命計画で

も多く採用されている昭和 63 年に刊行された「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会編)を参考にして、目標使用年数を次のとおりとします。

◇目標使用年数◇

	施設名	構造	経過年数	目標使用年数
1	煙山保育園	木造	10 年	50 年
2	徳田児童館	木造一部鉄骨造	38 年	50 年
3	煙山児童館	鉄骨造	39 年 ※既存部分	50 年
4	不動児童館	木造	34 年	50 年
5	矢巾東児童館	木造一部鉄骨造	21 年	50 年

### 3-3 修繕等の優先順位付け

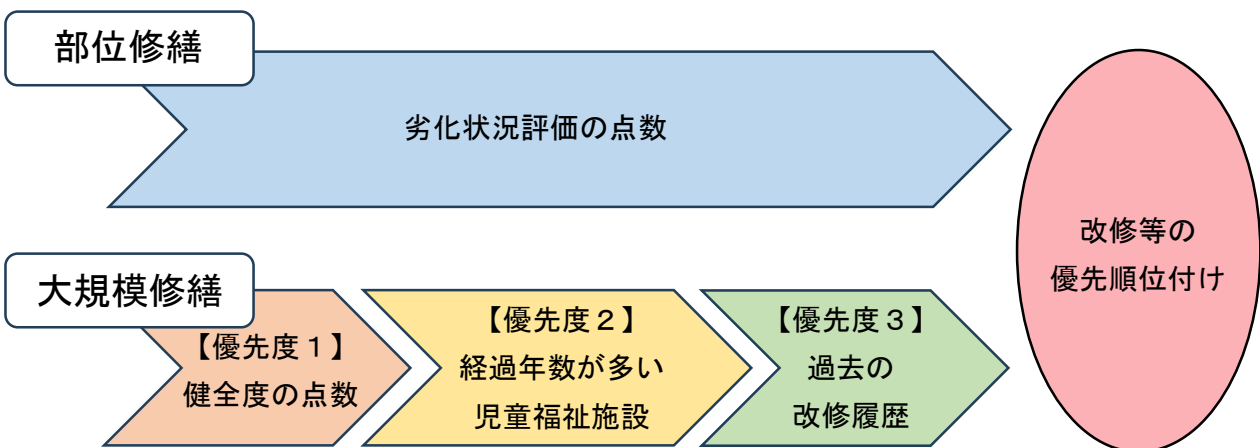
施設評価を踏まえ、児童福祉施設の改修等に関する優先順位付けの考え方を示します。優先順位付けについては、「部位修繕」と「大規模修繕」の 2 通りの方法を設定します。

部位修繕の優先順位付けについては、劣化状況評価の結果の低い箇所から順に行うことを基本としますが、施設の維持管理に直接的影響を与える可能性がある場合や緊急性を要する場合には劣化状況評価の点数に関係なく、速やかに部位修繕を実施するものとします。

大規模修繕の優先順位付けについては、健全度点数が低い順に行うことを優先度 1 としますが、改修等の実施時期の平準化を図るため、経過年数や過去の改修履歴を考慮して、優先順位付けを行うものとします。

なお、本計画における優先順位付けについては、施設の劣化状況などの観点から行うものですが、児童数の推移や周辺の児童福祉施設の状況など、児童福祉事業を取り巻く環境を総合的に判断して検討するものとします。

◇優先順位付けの考え方◇



## 第4章 実施計画

### 4-1 点検・診断の実施計画

施設を長期的に活用するため、法律により義務付けられている法定点検に加え、施設管理者、担当課職員による目視での定期点検などの自主的な点検や診断を適宜実施し、場合によって設備保守管理者及び施設建築業者による専門的な詳細点検を実施します。

また、安全面や耐久面などの観点から、点検・診断結果により危険性が認められる場合には、施設の修繕等の適切な対応を速やかに行います。

### 4-2 修繕等の実施計画

修繕等の実施計画は次の表のとおりですが、上記の点検・診断の実施計画に基づき行った結果に優先順位を付け、施設の予防保全型維持管理を実施します。

また、水俣条約締約国会議によって水銀使用製品である蛍光灯は令和8年1月から順次、製造及び輸出入が規制され、令和9年度末に蛍光灯の製造及び輸出入が終了となります。

そのため、製造及び輸出入が終了となる前に対象施設全ての蛍光灯をLED照明へ更新する工事を実施します。一般社団法人日本照明工業会の試算によると更新することにより、従来と比べて50%～70%程度の省エネルギー化が期待できます。

◇煙山保育園◇

年 度	建築 経過 年数	部 位					
		屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	その他
令和8年度	11年			仕上 修繕			遊具 修繕
令和9年度	12年			仕上 修繕			遊具 修繕
令和10年度	13年			仕上 修繕			遊具 修繕
令和11年度	14年	屋根 塗装		仕上 修繕			
令和12年度	15年			仕上 修繕			

## ◇徳田児童館◇

年 度	建築 経過 年数	部 位					
		屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	その他
令和 8 年度	39 年			仕上 修繕			
令和 9 年度	40 年				照明 LED 化 更新工事		
令和 10 年度	41 年				空調機器交換		
令和 11 年度	42 年			仕上 修繕			
令和 12 年度	43 年						

## ◇煙山児童館◇

年 度	建築 経過 年数	部 位					
		屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	その他
令和 8 年度	40 年	屋根 塗装	外壁 塗装				
令和 9 年度	41 年			仕上 修繕			
令和 10 年度	42 年						
令和 11 年度	43 年						
令和 12 年度	44 年			仕上 修繕			

## ◇不動児童館◇

年 度	建築 経過 年数	部 位					
		屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	その他
令和 8 年度	35 年				空調機器設置		
令和 9 年度	36 年				照明 LED 化 更新工事		
令和 10 年度	37 年						
令和 11 年度	38 年			仕上 修繕			
令和 12 年度	39 年						

◇矢巾東児童館◇

年 度	建築 経過 年数	部 位					
		屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	その他
令和 8 年度	26 年						
令和 9 年度	27 年				照明 LED 化 更新工事		
令和 10 年度	28 年	屋根 塗装	外壁 塗装				
令和 11 年度	29 年						
令和 12 年度	30 年			仕上 修繕			

### 4-3 実施計画の運用方針

#### (1) 推進体制等の整備

本計画を継続的に運用していくために、担当課及び各施設が情報を共有するとともに、本計画を町全体の取組として推進するため、推進体制の構築を図ります。

また、本計画を効率的に実施するためには、予算編成部署との連携が必要不可欠であることから、本計画により必要となる費用について、町全体の財政状況を踏まえ予算確保に努めます。

なお、財政状況によっては施設の維持管理に支障がない範囲内での計画の変更も検討します。

#### (2) 施設維持修繕台帳の活用

本計画を継続的に維持管理・運用していくために、施設維持修繕台帳を作成しています。

台帳作成に当たっては、施設だけでなく付帯している設備等も対象としています。施設からの改善要望等も反映させ、維持修繕計画を作成していきます。

また、これからの修繕履歴を含め、本計画で取りまとめた維持修繕計画を一括管理できるよう施設維持修繕台帳に反映させながら運用していきます。

#### (3) フォローアップ

本計画については、長期間の取組となるため、社会経済情勢や地域及び自然環境の変化などが予想されることから、計画期間の範囲内であっても定期的に計画の達成状況等について正確に把握し、5年ごとにフォローアップを実施します。

また、突発的な社会的要請に伴い、機能を向上させるための費用が増えることも考慮する必要があるため、PDC Aサイクルの考え方に基づく事業推進に取り組みます。特に、計画の見直しにあたっては、長寿命化の実施状況、施設の劣化状況を再評価し、事業実施計画の再検討を行い、常に現状が反映された計画にしていきます。



矢巾町立德田児童館(昭和62年建築)



矢巾町立煙山児童館(昭和61年建築)



矢巾町立不動児童館(平成33年建築)



矢巾町立矢巾東児童館(平成36年建築)